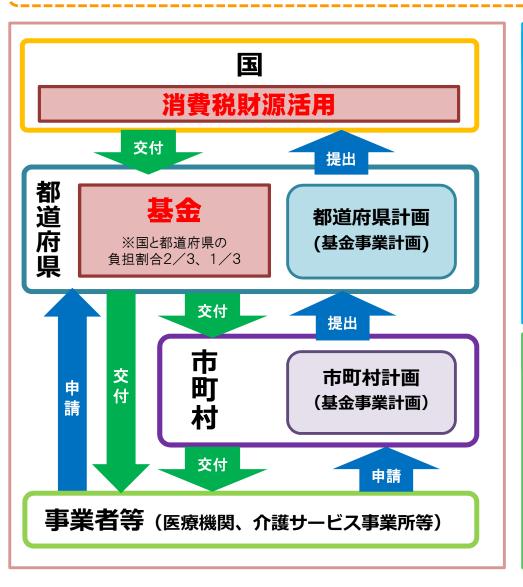
参考資料

# 地域医療介護総合確保基金

平成30年度政府予算:公費で1,658億円 (医療分(医政局) 934億円、介護分(老健局) 724億円)

- 〇 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・ 勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設し、各都道府県に設置。 各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



## 都道府県計画及び市町村計画(基金事業計画)

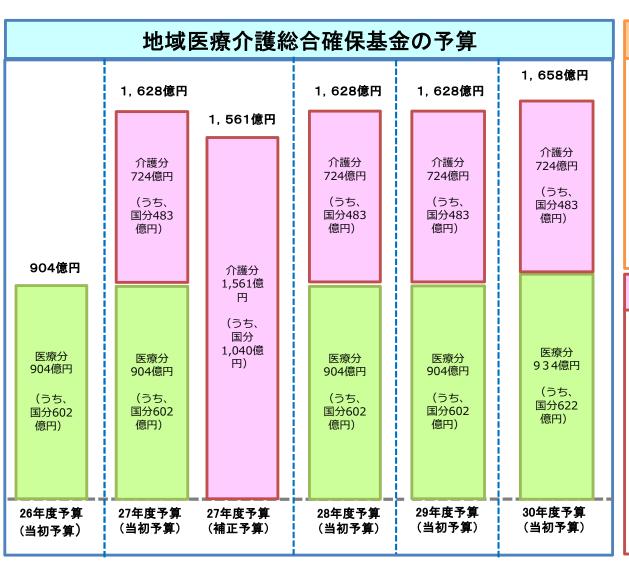
- 〇 基金に関する基本的事項
  - ・公正かつ透明なプロセスの確保(関係者の意見を反映させる仕組みの整備)
  - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
  - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- **都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項** 医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間(原則1年間) / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2
  - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を 踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
  - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施 国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
- 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成

### 地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に 関する事業
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業
- 3 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)
- 4 医療従事者の確保に関する事業
- 5 介護従事者の確保に関する事業

## 地域医療介護総合確保基金の平成30年度予算について

- 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度(地域医療介護 総合確保基金)を創設し、各都道府県に設置。
- 地域医療介護総合確保基金の平成30年度予算は、公費ベースで1,658億円(医療分(医政局)934億円(うち、国分622億円)、 介護分(老健局等)724億円(うち、国分483億円))



## 地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備 の整備に関する事業
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業
- 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)
- 医療従事者の確保に関する事業
- 介護従事者の確保に関する事業

※基金の対象事業は、平成26年度は医療を対象として1、2、4 を、平成27年度以降は介護を含めて全ての事業としている。

## (参考)平成29年度スケジュール

#### 【平成29年度当初予算】

29年1月~ (※都道府県による関係者からのヒアリング等

の実施)

4月~ 国による都道府県ヒアリング等の実施

基金の交付要綱等の発出 8月

都道府県へ内示

9月 都道府県計画の提出